

煙火消費許可申請の手引き

令和8年3月改訂

三重県防災対策部 消防・保安課
三重県 地域防災総合事務所 地域調整防災室
地域活性化局 地域活性化防災室

目 次

●煙火消費許可申請について	1 頁
●煙火消費における留意事項	2 頁
●煙火消費における保安距離の基準	
1 保安距離	3 頁
2 保安距離基準の運用について	5 頁
3 用語の説明	5 頁
★証紙貼付用紙	7 頁
★火薬類（煙火）消費許可申請書	
・火薬類（煙火）消費許可申請書	8 頁
【記入要領 煙火消費許可申請】	9 頁
・別紙 煙火の種類と消費数量	10 頁
★煙火消費計画書	
1 煙火製造業者の住所名称	13 頁
2 事故発生時の措置	13 頁
3 煙火の管理	14 頁
4 煙火の運搬、取扱容器の構造	14 頁
5 煙火の種類	16 頁
6 危険予防の方法	16 頁
7 煙火取扱従事者名簿	17 頁
8 打揚筒又は仕掛煙火の据付及び固定方法	17 頁
【記入要領 煙火消費計画書】	18 頁
9 煙火置場の状況	19 頁
【記入要領 煙火置場の状況】	20 頁
10 煙火打揚配置図及び付近見取図	21 頁
【記入例：10 煙火打揚配置図及び付近見取図】	22 頁
●申請書の提出先となる地域機関の一覧	23 頁

※ ★印がついているものが、申請時に提出が必要な書類です。

煙火消費許可申請について

煙火消費を行おうとする場合は、この手引きにより、所管の地域防災総合事務所または地域活性化局に許可申請の手続きをお願いします。

◆ 提出書類

- ① 証紙貼付用紙 (P. 7) (注：三重県証紙 7, 900 円分を貼付)
- ② 火薬類 (煙火) 消費許可申請書【様式 44】 (P. 8)
※記入要領 (P. 9) を参考にして記入してください。
- ③ 別紙「煙火の種類と消費数量」 (P. 10)
- ④ 煙火消費計画書【様式 45】 (P. 13)
※記入要領 (P. 17) を参考にして記入してください。
- ⑤ その他、県が許可にあたって必要とする資料の提出を求める場合があります。

◆ 提出先・提出期日・提出部数

提出先・・・消費場所を管轄する地域防災総合事務所または地域活性化局

※地域防災総合事務所、地域活性化局の一覧表は P. 22 を参考にしてください。

提出期日・・・消費を行う日の 30 日前までに提出してください。

提出部数・・・2 部

※証紙を貼った用紙は 1 部で結構です。

※自社控えが必要な場合は、写しを 1 部追加して提出してください。

◆ 書類作成にあたっての補足事項

- 1 申請者(主催者)は、煙火業者に申請書の作成や申請手続をすべて任せるのではなく、自らの責任で、「保安距離の現地確認」や「観客席の配置や警戒員(警備員や見張人等)の配置」の調整等安全対策を十分行ったうえで、申請書を作成し申請してください。
- 2 煙火消費計画書「10 煙火打揚配置図及び付近見取図」については、「記入要領 煙火消費計画書」(P. 17) 事項 7 に示された内容について記載してください。なお、別の資料でこれらすべての内容が確認できる場合は、「10」の様式を使用していただく必要はありません。
- 3 消費場所から保安物件までの距離は、実測またはインターネット上の地図ソフトなどにより確認してください。また、保安距離の根拠資料として、カタログなど「火の粉の飛散距離を確認できるもの」を添付してください。確認ができない場合、最低の距離の 2 倍以上の保安距離を確保してください。

煙火消費における留意事項

1 許可証及び通知文書に記載された消費許可条件によらない消費をした場合は、火薬類取締法第25条第1項の違反となります。火薬類取締法に定める罰則を適用することがありますので、必ず許可証及び通知文書の記載内容を遵守してください。

また、許可証及び通知文書の記載内容については、申請者をはじめとして、煙火取扱者等すべての関係者の間で内容を共有してください。

2 煙火消費中、保安距離内に立入ることができるのは「煙火従事者」だけです。許可申請者や警戒員など煙火従事者以外の者は、保安距離内に立入ることはできません。

3 警戒員等主催関係者は、煙火消費中に観客等が保安距離内に立入らないように注意してください。

4 許可申請書に記載した消費の「火薬類の種類及び数量」、「目的」、「場所」、「日時」及び「危険予防の方法」は、消費許可の核心をなすものですので、これらの事項が変更になった場合には、改めて申請書を提出していただく必要があります。なお、「火薬類の種類及び数量」、「目的」、「場所」、「日時」及び「危険予防の方法」以外の記載事項に変更が生じた場合は、許可を受けた県事務所へ「火薬類消費許可申請書等記載事項変更届」【様式49】により届出が必要です。

5 煙火消費中に事故等非常事態が発生した場合は、煙火の消費をいったん中止して、現場を保存し、速やかに警察官（海上保安官）に届出ると同時に管轄消防署、許可を行った地域防災総合事務所または地域活性化局に通報してください。

部署名	平日(8:30~17:15)	休日・夜間
桑名地域防災総合事務所	0594-24-3821	0594-24-3671(三重県桑名庁舎守衛室)
四日市地域防災総合事務所	059-352-0560	059-352-0567(三重県四日市庁舎守衛室)
鈴鹿地域防災総合事務所	059-382-9786	059-382-9786
津地域防災総合事務所	059-223-5300	059-223-5000(三重県津庁舎守衛室)
松阪地域防災総合事務所	0598-50-0503	0598-50-0535(三重県松阪庁舎守衛室)
南勢志摩地域活性化局	0596-27-5115	0596-27-5101(三重県伊勢庁舎守衛室)
伊賀地域防災総合事務所	0594-24-8003	0595-24-8012(三重県伊賀庁舎守衛室)
紀北地域活性化局	0597-23-3407	0597-23-3582(三重県尾鷲庁舎守衛室)
紀南地域活性化局	0597-89-6105	0597-89-6100(三重県熊野庁舎守衛室)

【参考】三重県防災対策部消防・保安課 059-224-2183(平日、休日、夜間)

煙火消費における保安距離の基準

1 保安距離

火薬類取締法施行規則第 56 条の 4 第 4 項第 1 号の規定に基づき、煙火を消費する場合の打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から通路、人の集合する場所、建物等に対して確保すべき保安距離を、消費する煙火の種類及び大きさに応じて、次のとおり定める。

(1) スターメイン方式を含む打ち揚げ煙火の保安距離

玉の種類		保安距離	m
7.5 cm 以下	ぽか物		40 m
	割り物		65 m
9 cm 以下	ぽか物		65 m
	割り物		100 m
12 cm 以下	ぽか物		75 m
	割り物		110 m
15 cm 以下	ぽか物		130 m
	割り物		180 m
18 cm 以下			190 m
24 cm 以下			210 m
30 cm 以下			240 m
45 cm 以下			250 m
60 cm 以下			300 m

(2) 打揚煙火以外の煙火（仕掛煙火）の保安距離

仕掛煙火の種類		取扱条件	保安距離
設置、固定した場所から動かないもの	噴出煙火(噴水花火)	地面等に垂直に設置、固定が確実に行われていること。	火の粉の飛散距離 ^{*1} の1.5倍(最低10m)
	車花火等	設置、固定が確実に行われていること。	火の粉の飛散距離 ^{*1} の1.5倍(最低10m)
	枠仕掛(ランス)		仕掛けの高さの2倍(最低10m)
	綱仕掛(タキ)		仕掛けの高さの2倍(最低10m)
水中仕掛(水上仕掛)	手投げの場合		投げ込みの位置から20m
	筒から打ち込む場合		打ち込みの位置から30m
球状・円筒形の星及び円筒状の煙火部品を発射薬を使用して連続的に打ち揚げるもの	乱玉、トラ、花束等(二次点火しないもの)	打ち揚げ筒が転倒しないよう設置・固定が確実に行われていること。	火の粉の飛散距離 ^{*1} の1.5倍(最低20m)
	内筒打ち出し等(二次点火するもの)		火の粉の飛散距離 ^{*1} の1.5倍(最低30m)
手筒花火	火薬量1,200g以下	直立点火(消費中は、原則移動禁止)	20m
	火薬量1,200gを超え3,000g以下	横倒し点火(消費中は、原則移動禁止)	点火時の噴出方向(前)底詰方向(後) ^{*2} 60mその他30m
演出効果用煙火	火薬量50g以下	映画・放送番組の制作	火の粉の飛散距離 ^{*1} の1.5倍(最低5m)
	火薬量50g超え	演劇・音楽等の芸能の公演、スポーツ興行・博覧会等に類する催し	火の粉の飛散距離 ^{*1} の1.5倍(最低10m)

*1 火の粉の飛散距離が不明の場合は最低の距離の2倍以上の距離をとること。

*2 点火時の底詰方向(後方)は遮蔽物(ベニヤ等)を立てる場合は30m

2 保安距離基準の運用について

(1) 保安距離基準の適用について

保安距離の確保については原則として上記保安距離基準を適用することとするが、下記に示す全ての条件が満たされる場合には、この限りではない。

- (ア) 保安が確保できることの説明資料、実験結果、消費実績等により安全性が確認できること。
- (イ) 保安距離内の民家や建築物等への防火対策、付近への散水、消火及び警備体制の強化が十分に行われていること。
- (ウ) 消費する煙火の種類や消費の方法、付近の状況等について十分に検討を行い、安全性が確保されていること。
- (エ) 保安距離内にある保安物件の所有者、管理者等の同意が得られていること。
- (オ) 所有者等が「煙火消費中に建築物の中に誰もいないこと」を承諾していること。

(2) 玉の直径が 60cm を超える打ち揚げ煙火を消費する場合等の、保安物件に対する保安距離については、その都度協議し保安距離を決定する。

3 用語の説明

(1) 保安距離

煙火消費の際、消費場所から保安物件及び観衆まで確保すべき保安上の距離

(2) 保安物件

道路、鉄道、各種建築物や構築物等、煙火消費に伴う万一の災害事故から保護すべき物件

(3) 玉の種類

(ア) ぽか物

少量の割火薬を用いた重量の軽いものをいう。

(例) 号砲、段雷、柳等

(イ) 割り物

多量の割火薬を用いた重量の重いものをいう。

(例) 菊、牡丹等

(4) 仕掛煙火の種類

(ア) 噴出煙火

噴出薬を詰めた筒を杭等に取り付けるか、台等に固定して噴出口から火の粉を吹き出させるもの

(イ) 車花火等

中心部を固定した車輪状または十字枠の外周に、火薬を充てんした筒を取り付けて動力として回転し、火の粉や色火を見せるもの。

(ウ) 枠仕掛

木材、竹等で文字、絵型等を組み立て、これに焰管（ランス）を取り付けて一斉に燃焼させ文字や絵をみせるもの。

(エ) 綱仕掛

火の粉を主とする焰管をロープ等につるして山型等にし、落下する火の粉をみせるもの。

(オ) 水中仕掛（水上仕掛）

川や湖または海岸等の水面を利用して行うもの。

(カ) 乱玉、トラ、花束等

紙製のパイプに星を詰め、通常連発式に打ち出すもの

(キ) 内筒打ち出し等

紙製のパイプに煙火部品（小割、笛、音等）を詰め、通常、連発式に打ち出すもの

(ク) 手筒花火

噴出薬を詰めた筒をわきに挟みかつ腕に抱え、または手でつかむことにより保持しながら、噴出口から火の粉を吹き出させるもの

(ケ) 演出効果用煙火

映画や放送番組の製作、音楽等の芸能公演等での演出の効果用のもの。

証 紙 貼 付 用 紙

納付金額	¥7,900円		
事業者名			
証 紙 貼 付 欄			
	申 請 内 容	手数料金額 (円)	
	製 造 許 可	220,000円	
	製 造 施 設 完 成 検 査	41,000円	
販 売 許 可	1 競技用紙雷管のみについての許可	25,000円	
	2 1以外の許可	110,000円	
火 薬 庫 設 置 等 許 可	移転又は設置	73,000円	
	構造又は設備の変更	8,300円	
火 薬 庫 完 成 検 査	移転又は設置の工事に係るもの	41,000円	
	構造又は設備の変更の工事に係るもの	23,000円	
	保 安 検 査	41,000円	
	讓 渡 許 可	1,200円	
讓 受 許 可	1 火工品のみ	2,400円	
	2 1以外のもの	(1) 火薬及び爆薬 25kg 以下	3,500円
		(2) (1)以外のもの	6,900円
	煙 火 消 費 許 可	7,900円	
輸 入 許 可	1 火薬及び爆薬 25kg 以下	12,000円	
	2 1以外のもの	25,000円	
	製造 (取扱) 保安責任者免状の交付又は再交付	2,400円	

様式 44 【煙火用】

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類（煙火）消費許可申請書

年 月 日

三重県知事 様

(代表者氏名)

名 称	
事務所所在地	(電話)
職 業	
代表者 住所・氏名（年 齢）	(才)
火薬類の 種類及び数量	別紙のとおり
目 的	
場 所	
日 時	年 月 日 () 時から 時まで
危険予防の方法	危険区域の縄張、警戒札、警戒員の配備は、別紙見取図に記載。

【添付書類】 煙火消費計画書（様式 45）

- 備考
- 1 この様式の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 2 ×印の欄は記載しないこと。
 - 3 予備日や消費日を複数設定する場合は、日時欄の空白部分に、適宜必要な内容を記載すること。

1 代表者氏名

- ・法人格をもつ組織として、申請する場合
→ 法人の代表者の氏名を記載してください。
- ・個人または実行委員会等の任意団体として、申請する場合
→ 個人の氏名または団体の最高責任者の氏名を記載してください。

2 名称

- ・法人格をもつ組織として申請する場合 → 法人の名称を記載してください。
- ・個人として、申請する場合 → 個人の氏名を記載してください。
- ・実行委員会等の任意団体として、申請する場合
→ 実行委員会等の任意団体の名称を記載してください。

【例：〇〇花火大会実行委員会】

3 職業

- ・「氏名または名称」が法人の名称の場合、法人の業種を記載してください。
- ・「氏名または名称」が個人の場合、その者の職業を記載してください。
- ・「氏名または名称」が任意団体の場合、団体の最高責任者の職業を記載してください。

4 代表者住所氏名年齢

- ・法人格をもつ組織として申請する場合
→ 法人の所在する住所、代表者の氏名、年齢を記載してください。
- ・個人として、申請する場合
→ 個人の住所、氏名、年齢を記載してください。
- ・実行委員会等の任意団体として、申請する場合
→ 実行委員会等の任意団体の最高責任者の住所、氏名、年齢を記載してください。

5 目的

- ・花火大会等の正式名称を含め、目的を明瞭に記載してください。

6 場所

- ・具体的な位置を特定できるように記載してください。
【例：〇〇市××地内△△川右岸河川敷◇◇橋下流0～800m地点】

7 日時

- ・2日以上にわたる場合は、各日の開始と終了時刻を記載してください。
- ・開始時刻は、合図としての「信号雷」の打揚時刻から記載してください。
- ・予備日や消費日を複数設定する場合は、日時欄の空白部分に、適宜必要な内容を記載してください。

煙火の種類と消費数量

(1) 打揚げ煙火 (合計 グラム)

大きさ (号数・直径)	種 別	使用火薬類 (g/個)	個 数
2号・ 6cm	音物	g	個
	割物	g	個
2.5号・7.5cm	音物	g	個
	曲物	g	個
	割物	g	個
3号・ 9cm	音物	g	個
	曲物	g	個
	割物	g	個
4号・ 12cm	音物	g	個
	曲物	g	個
	割物	g	個
5号・ 15cm	音物	g	個
	曲物	g	個
	割物	g	個
6号・ 18cm	曲物	g	個
	割物	g	個
7号・ 21cm	割物	g	個
8号・ 24cm	割物	g	個
10号・ 30cm	割物	g	個
20号・ 60cm	割物	g	個
		g	個
		g	個

※「音物」や「曲物」は、「ぽか物」に含まれます。

(2) 仕掛煙火

枠仕掛・綱仕掛

仕掛名 (合計火薬量(g))	仕掛の 高さ(m)	長 さ (cm)	直 径 (cm)	煙火 (炎管) の 使用火薬量(g/本)	使用本数 (本)
枠仕掛 (ランス) (g)		cm	cm	g	
綱仕掛 (タキ) (g)		cm	cm	g	

手筒花火

仕掛名 (合計火薬量(g))	長 さ (cm)	直 径 (cm)	煙火 (炎管) の 使用火薬量(g/本)	使用本数 (本)
噴出煙火 (手筒花火) (g)				
噴出煙火 (手筒花火) (g)				

水中仕掛

仕掛名 (合計火薬量(g))	点火方法	長 さ (cm)	直 径 (cm)	煙火 (炎管) の 使用火薬量(g/本)	使用本数 (本)
水中金魚等 (g)	手投・筒				

その他の仕掛煙火等 (小型煙火等)

仕掛名 (合計火薬量(g))	火の粉の 飛散距離(m)	長 さ (cm)	直 径 (cm)	煙火 (炎管) の 使用火薬量(g/本)	使用本数 (本)
噴出煙火 (噴水花火) (g)					
車花火等 (g)					
乱玉、トラ、花束等 (二次開発しないもの) (g)					
内筒打ち出し等 (二次開発するもの) (g)					

(3) スターマイン (合計

グラム)

大きさ (号数・直径)	種 別	使用火薬類 (g/個)	個 数
2号・ 6cm	割物	g	個
2.5号・7.5cm	曲物	g	個
	割物	g	個
3号・ 9cm	曲物	g	個
	割物	g	個
4号・ 12cm	曲物	g	個
	割物	g	個
5号・ 15cm	曲物	g	個
	割物	g	個
6号・ 18cm	曲物	g	個
	割物	g	個
7号・ 21cm	割物	g	個
8号・ 24cm	割物	g	個
10号・ 30cm	割物	g	個

様式 45

煙 火 消 費 計 画 書

(該当する□印の中に「レ」印をつけ、その他の場合は□の中具体的に記入する。)

1 煙火製造業者の住所及び名称

--

2 事故発生時の措置 (別紙2「煙火消費事故時の措置について」に従うこと)

煙火消費による事故 (※1) が発生した場合は、□申請者□は煙火の消費を中断し、現場の保存、警察署・□地域防災総合事務所 (地域活性化局) へ通報を行い、三重県の承認があるまで消費は再開しない。

煙火消費による事故や異常事象 (※2) が発生した場合は、□地域防災総合事務所 (地域活性化局) に事故等の内容を記載した報告書を翌開庁日に提出する。

(※1) 煙火の消費によって、人的被害や物的被害が発生したもの。

(※2) 人的・物的はないものの、事故及び災害に繋がる可能性があった危険な事象 (ヒヤリハット)。火災、黒玉、部品落下、残滓、過早発 (低空開発を含む。)、地上開発、筒ばね、異常飛翔、異常燃焼等。

3 煙火の管理

煙火置場

ア 設置の有無 有 (消費準備中まで、 消費終了まで) なし

イ 位置

打揚筒及び仕掛け煙火の設置場所並びに火気の取扱所からやむを得ない場合を除き20m以上離れた風上とする。

・ 地形上やむを得ない場合の距離 m

ウ 構造 (当日の天候等により変更する場合もある。)

小屋組 テント張り シート張り 有蓋車又は完全に覆いのできる車

エ 周囲は煙火、立入禁止、火気厳禁等の警戒札を配置する。

オ 責任者氏名

4 煙火の運搬、取扱容器の構造

(1) 火気、衝撃、転落に対し安全な木箱又は段ボール箱等による。

(2) 筒場等における取扱は容器に収納し、取出しのつど完全に蓋または覆いをする。

(3) 点火の方法

遠隔点火 導火線 電気点火

直接点火 焼金 落火 導火線 その他 ()

離隔距離の短縮 なし あり

遮へい物の固定方法 杭等 (杭 筒立て器 その他 ()) に
縄等 (縄 金具 その他 ()) で確実に固定する。

土のう等を用いて確実に固定する。

ガードフェンス (身体全体をカバーできるもの) 使用。

その他 ()

点火位置 煙火消費計画書の「10 煙火打上配置図及び付近見取図」に点火位置を明記する。

遮へい措置 次表のとおり (該当箇所の□に「レ」を入れる。)

打揚筒と球状の煙火玉の離隔距離と防護措置

(ポリカーボネート板を以下「ポリカ」という。)

球状の煙火玉の直径	打揚筒からの離隔距離(m)			
	5m未満	5m以上 10m未満	10m以上 20m未満	20m以上
3cm超 15cm以下 (5号玉)	<input type="checkbox"/> (イ) 飛散物を遮断する 防護措置 例) 2mm厚ポリカ又は畳床	<input type="checkbox"/> (ハ) 飛散物に対する安全対策 (ヘルメット着用等)		<input type="checkbox"/> その他の 安全対策
21cm以下 (7号玉)	<input type="checkbox"/> 例) 4mm厚ポリカ又は畳床	<input type="checkbox"/> 例) 2mm厚ポリカ 又は畳床		
24cm以下 (8号玉)	<input type="checkbox"/> 例) 28mm厚ポリカ 又は畳床7枚 又は鋼板8.1mm	<input type="checkbox"/> 例) 4mm厚ポリカ 又は畳床	<input type="checkbox"/> 例) 2mm厚ポリカ 又は畳床	
30cm以下 (10号玉)	不 可	<input type="checkbox"/> (ロ) 飛散物の威力を軽減する防護措置 例) 8mm厚ポリカ 又は畳床2枚 又は鋼板2.3mm	<input type="checkbox"/> 例) 5.9mm厚ポリカ 又は畳床2枚 又は鋼板1.7mm	
60cm以下 (20号玉)		<input type="checkbox"/> 例) 16mm厚ポリカ 又は畳床4枚 又は鋼板4.6mm		
60cm超				

- ・ 防護措置の大きさは、人がかがみ隠れる程度の大きさ以上とする。
- ・ 4mm厚ポリカは2mm厚ポリカ2枚でも可。以下同様、ポリカの重ねでも可。
- ・ 上記の表と同等以上の防護措置能力のあるものでも可
- ・ 不可のところは、いかなる防護措置を施しても打ち揚げはできない。

※ 該当するすべての□に「レ」印を入れてください。

(4) 消費の順序の概要

時間 \ 種類	号	号	号	号	号	号	号	号	スターマイン	仕掛	その他
時 ~ 時											
時 ~ 時											
時 ~ 時											
時 ~ 時											
時 ~ 時											
時 ~ 時											
時 ~ 時											

5 煙火の種類

申請書記載のとおり。

6 危険予防の方法

(1) 警戒措置 筒場等から メートル以上の位置に柵又は縄張り等をしてその付近に赤旗又は立札等を掲げ関係者以外の立入を禁じ警戒に当たる。

(2) 不発煙火等の回収措置

ア 回収指揮者名

イ 回収従事者数

ウ 回収の時間 終了後 翌日 (時から 時まで)

(3) 交通規制

有 無

(4) その他

1 煙火消費計画書

様式 44 の火薬類（煙火）消費許可申請書に本計画書を添付する。

2 煙火消費の中止

煙火の消費を中止する天候上の原因とは次の場合をいう。

- (1) 強風（風速 10 m以上）の場合
- (2) 大雨等のため発射薬や導火線が汲湿（汲水）するおそれのある場合
- (3) 火災警報が発令された場合

なお、煙火の消費を中止しようとする場合、関係諸官公庁職員が立会いしている場合は、主催者は前記職員と十分協議の上、その他の場合は打揚従事者の判断による。

3 危険予防の方法

通路、人の集まる場所等からの安全な距離は、煙火消費における保安距離の基準によること。

その他、火薬類取締法に定める、消費場所において煙火を取り扱う場合の各規定を遵守すること。

4 「7 煙火取扱従事者名簿」に氏名を記載した者で、火薬類保安手帳所持者及び煙火消費保安手帳所持者の手帳を保有する者については、それぞれ手帳の写しを添付すること。

5 煙火取扱従事者名簿の職務分担は予め定めた玉の保管係、打揚薬投入係、打揚玉運搬係、点火係、筒の整理係、早打ちの焼金係等記載すること。

なお、小量消費（無許可消費数量を含む。）の場合は前記の作業を兼務することができる。

6 打揚者が2名以上の場合であって、固定方法がそれぞれ異なる場合は異なる方法ごとに作成すること。

7 「10 煙火打揚配置図及び付近見取図」には次のことを記載すること。

- (1) 縮尺率及び方位
- (2) 打揚筒、枠組、裏打、スターマイン及び乱玉等の設置場所
- (3) 観客席、建物、道路等の保安物件
- (4) (2) と (3) の保安距離（それぞれの設置場所ごとに記載すること。）
- (5) 煙火置場の位置
- (6) 点火位置
- (7) 見張人、警戒員、警戒札の位置
- (8) 危険区域の周囲に設ける縄張り
- (9) 消火設備の位置
- (10) 大会本部の位置

9 煙火置場の状況

事務所所在地	
連絡者	(電話)
責任者名	
打揚名称	
設置場所	煙火消費計画書の「10 煙火の打揚配置図及び付近見取図」に示す
構造の概要	構造 その他
注意事項	(例) ・ 付近の雑草を事前に刈り取る。 ・ 消費前に散水をする。 ・ 消火器及び防火用水（バケツ）を備える。

- 1 煙火置場を設置する場合に限り、この様式（9 煙火置場の状況）を添付してください。
- 2 複数箇所設置する場合は、設置場所欄にその旨記入する。
- 3 連絡者の欄には、主催者と当日連絡のとれる者の名前及び連絡先を記入する。
- 4 打揚名称
夜物－割り物（菊ぼたん、千輪）、ぽか物、吊り物、柳
昼物－ぽか物（信号雷、袋旗物、煙物）、割り物
仕掛－綱仕掛、手筒花火 の区分により記入する。
- 5 設置場所
煙火消費計画書の「10 煙火打揚上配置図及び付近見取図」で示す場合は、その旨記入する。
- 6 構造の概要
ア スレート板、鉄板又は木材を用いて屋根、側壁等を用いて建家を構築する。
イ 難燃性のテント張り。
ウ 建家、テント等の構築物以外のシートを覆う。
エ 車両を利用する。
等の例により記載する。
- 7 参考条項
規則第 56 条の 4 第 2 項、第 3 項

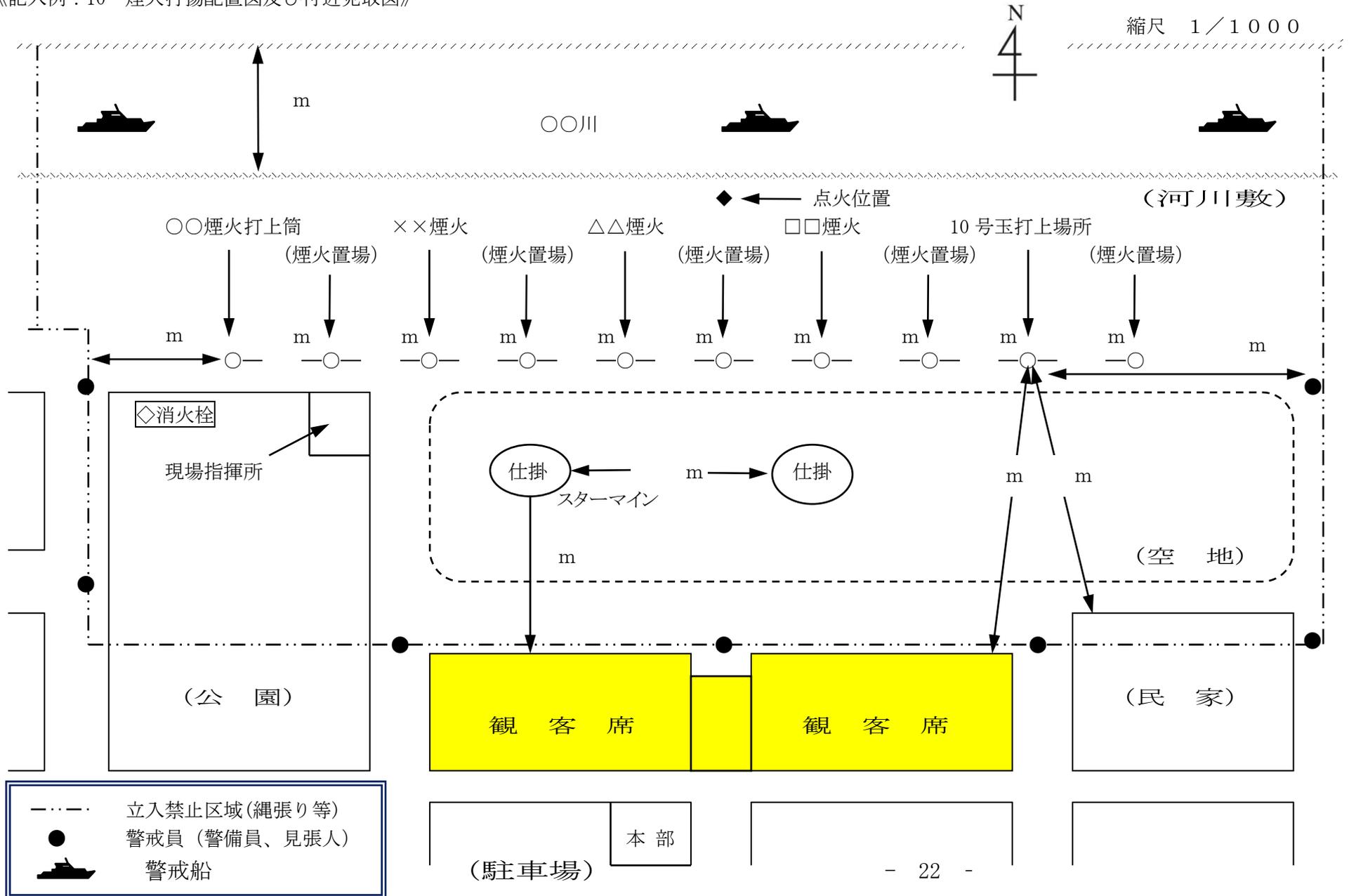
10 煙火打揚配置図及び付近見取図



備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 保安物件等に最も近い筒場及び最も大きい号数の筒について、それぞれの設置場所ごとに記載する。

《記入例：10 煙火打揚配置図及び付近見取図》



煙火消費事故時の措置について

三重県 防災対策部 消防・保安課

1 法令等の順守項目について

煙火消費の主催者（花火大会実行委員会等）は、事故（※1）や異常事象（※2）に対して、「火薬類取締法令」（以下、法令）に則った対処を行う必要があります。

主催者は、事故が起こった場合、三重県へ即座に通報を行った上で、煙火の消費を中断し、下記の項目をすべて確認してください。確認を行った者は、自筆で氏名と確認時刻を記載してください。

本用紙は、翌開庁日に三重県へ提出してください。

 負傷者の救護・保護、物的被害の確認、観客への状況周知を行った

負傷者（保安距離内外を問わず）が2名以上いる場合や、1億円以上の物的被害がある場合は、法第45条と施行令第16条に基づく緊急措置を命じる可能性があるため、直ちに三重県へ電話で通報を行うこと。

 警察官・警察署に通報した 写真の撮影を行った

場所・角度を大きく変えて30枚程度以上撮影すること。（例：保安距離外から見た事故現場の様子5枚以上、打ち上げ場の様子5枚以上、事故現場の詳細10枚以上、被害の状況10枚以上等）

 事故現場の保存を行った

どの筒等に問題があったか三重県への報告が完了するまで分かるようにしておくこと。（例：事故時における電気点火器や煙火消費順序の状況を撮影しておく等）

 三重県へ翌開庁日に事故報告を行う

申請者自らが主体的に、事故原因、再発防止策、現場保存等の妥当性を翌開庁日に説明し、三重県が指定する事故等報告書を作成・提出すること。

上記、□についてすべて確認しました。

確認者（自筆）	確認時刻
---------	------

三重県職員通報先（通報した職員の名前を記載してください）

通報時刻

（※1）煙火の消費によって、人的被害や物的被害が発生したもの。

（※2）事故ではないものの、事故及び災害に繋がる可能性のあった危険な事象（ヒヤリハット）。火災、黒玉、部品落下、残滓、過早発（低空開発を含む。）、地上開発、筒ばね、異常飛翔、異常燃焼等。

2 煙火消費の再開基準について

煙火消費事故に伴う中断後に消費を再開する場合は、主催者が下記の項目をすべて確認し、確認者は完了後、自筆で氏名と確認時刻を記載してください。

下記項目を確認完了後、地域防災総合事務所（地域活性化局）に再開が可能であるか指示を仰いでください。三重県職員の再開の承認が出た後、煙火の消費を再開できるものとします。

本用紙は、翌開庁日に三重県へ提出してください。

負傷者（保安距離内外を問わず）は2名未満であり、かつ、1億円以上の物的被害がある恐れはない。

負傷者が2名以上いる場合や、1億円以上の物的被害がある場合は、法第45条と施行令第16条に基づく緊急措置を命じる可能性があるため、直ちに三重県へ電話で通報を行い、再開の指示を得た後で消費を再開すること。

過早発（低空開発を含む。）、黒玉等が連続して発生していない

連続して異常事象が発生している場合は、再度、同種の事故の発生が予測される。同型の煙火で過早発等が発生している場合は、同型の煙火の消費はきわめて危険である。

事故の発生が継続して発生しうる状況ではない。

筒の固定ゆるみや変形等がある場合、その筒の煙火は正常に打上げできないおそれがある。

保安距離外（観客等）に煙火消費（部品落下等）による負傷者がいない

保安距離外に負傷者がいる場合、強風等の危険要因が疑われる。

（火災の場合）消防署と煙火消費の再開にかかる協議を行った

そのほか、安全に煙火を消費できない要因がない

安全な消費が可能である確証が得られた

主催者は、消費を安全に再開できると考えたことの妥当性について、三重県に翌開庁日に説明すること。

上記、についてすべて確認しました。

確認者（自筆）	確認時刻
---------	------

指示を仰いだ三重県確認者	消費再開承認時刻
--------------	----------

【参考】 法令について（令和7年9月時点）

消費者は、火薬類の災害が発生したとき、遅滞なく警察官又は海上保安官にその旨を届けなければなりません（法第46条）。また、火薬類による爆発その他災害発生したときは、都道府県知事又は警察官の指示なく、現状を変更してはなりません（法第47条）（法第39条1項の応急の措置によるものを除く）。
三重県知事は災害発生の防止等のため、火薬類の消費を一時禁止、又は、制限することができます（法第45条、令第16条第1項第5号）。

申請書の提出先となる地域機関一覧

名称	電話番号	所在地	管轄市町
桑名地域防災総合事務所	0594-24-3821	桑名市中央町5丁目71	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市地域防災総合事務所	059-352-0560	四日市市新正4丁目21-5	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿地域防災総合事務所	059-382-9786	鈴鹿市西条5丁目117	鈴鹿市、亀山市
津地域防災総合事務所	059-223-5300	津市桜橋3丁目446-34	津市
松阪地域防災総合事務所	0598-50-0503	松阪市高町138	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊賀地域防災総合事務所	0595-24-8003	伊賀市四十九町2802	伊賀市、名張市
南勢志摩地域活性化局	0596-27-5115	伊勢市勢田町628-2	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
紀北地域活性化局	0597-23-3407	尾鷲市坂場西町1番1号	尾鷲市、紀北町
紀南地域活性化局	0597-89-6105	熊野市井戸町371	熊野市、御浜町、紀宝町
(参考) 防災対策部 消防・保安課	059-224-2183	津市広明町13番地	